

令和3年第4回小金井市議会定例会予算における 新型コロナウイルス感染症対策について

1 事業規模

(単位：千円)

区 分	事業費		
		一般会計 (第12回)	一般会計 (第13回)
総額（一般会計）	818,405	763,357	55,048

2 主要事項（小金井市緊急対応方針の取組）

(単位：千円)

区 分	事業費		
		一般会計 (第12回)	一般会計 (第13回)
(1) いのちを守る	43,700	0	43,700
○ 民間保育所等への支援【保育課】 民間保育所等に対し、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な消耗品の購入経費等を補助	40,300	0	40,300
○ 私立幼稚園等への支援【保育課】 私立幼稚園等に対し、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な消耗品の購入経費等を補助	3,400	0	3,400
(2) くらしを守る	763,357	763,357	0
○ 子育て世帯への臨時特別給付金の給付【子育て支援課他】 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援するため、高校生までの子どもがいる世帯に対する適切な配慮を行うことを目的として、対象児童1人当たり5万円を給付	763,357	763,357	0
(3) 地域を守る	1,567	0	1,567
○ 民間保育施設等への運営支援【保育課】 民間保育施設等に対し、臨時休園等に伴う利用者負担額の軽減分を補助	1,567	0	1,567
(4) 市民サービスの基盤を守る	9,781	0	9,781
○ 市施設における運営体制の補償【コミュニティ文化課】 小金井 宮地楽器ホール（市民交流センター）の指定管理者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響による損失を補償	9,781	0	9,781

※ 個別の内容等については、【 】内の担当課までお問い合わせください（予算担当と事業担当が異なる場合があります）。

ワクチン接種証明書 発行手続き 第4回自治体向け説明会

令和3年11月24日(水)

内閣官房 副長官補室（コロナワクチン接種証明担当）
デジタル庁国民向けサービスグループ（VRS担当）

本日まで説明する内容

1. 接種証明書のデジタル化（概要）

- ・ 制度改正概要
- ・ 次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像
- ・ 予防接種法施行規則の一部を改正する省令案

2. 接種証明書（電子版）について

- ・ 接種証明書（電子版）の概要
- ・ 接種証明書（電子版）の取得方法
- ・ V R S 利用規約の改正等

3. デジタル化に伴う市町村窓口等業務の見直し

- ・ 窓口等業務の見直し（概要）、接種証明書（紙）の発行手続きの流れ
- ・ 二次元コード付き接種証明書（紙）のイメージ
- ・ 再発行手続き
- ・ 交付申請書標準様式の改正
- ・ V R S 画面イメージ

4. デジタル化に係る今後のスケジュールなど

- ・ デジタル化実現までに市町村において検討・準備いただきたい事項
- ・ デジタル化された接種証明書の諸外国との調整状況
- ・ 今後のスケジュール（予定）
- ・ 自治体等の独自の取組について
- ・ その他発行事務等に係る留意事項

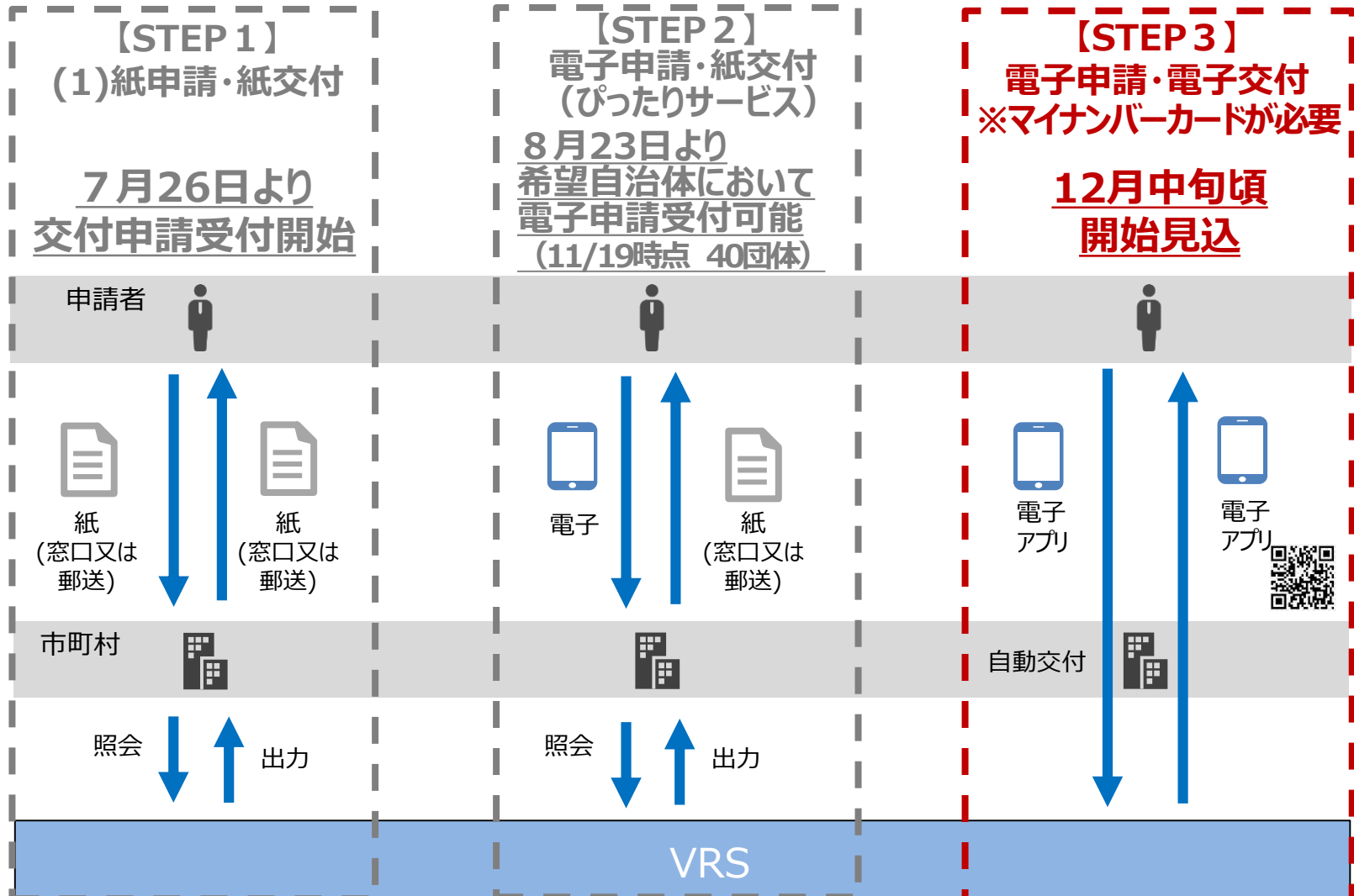
5. Q&A

- ・ 本説明会開催中に頂いたご質問への回答

1. 接種証明書のデジタル化（概要）

接種証明書のデジタル化について

- 接種証明書については、7月末に紙での申請・交付が開始され、8月下旬より希望する自治体でマイナポータルのぴったりサービスを用いた電子申請受付を開始。
- さらに、電子交付については12月中旬頃に開始できるよう準備を進めているところ。ただし、アプリ開発の状況次第であり、確定日付は未定。



デジタル化に伴う接種証明書に係る制度改正概要

現行制度

- ✓ 発行対象：海外用に限定して発行
- ✓ 申請・交付方法：①～③いずれも紙での発行
 - ①窓口申請
 - ②郵送申請
 - ③電子申請（ぴったりサービス等）

※市町村の実情に応じた受付体制を構築

- ✓ 発行主体：市町村
- ✓ 偽造防止対策：偽造防止用紙での印刷

窓口交付

【現行の接種証明書（紙）】
※追加接種に伴う様式改正後

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書
Vaccination Certificate of COVID-19

氏名 [Surname Given name]
接種記録 [RECORD NUMBER]
生年月日 [Date of Birth] [YYYY-MM-DD]
国・地域 [Country/Region]
JAPAN
申請番号 [Request Number]
TXXXXXXXX

接種年月日 [Vaccination Date] [YYYY-MM-DD]	ワクチンの種類 [Vaccine Type]	メーカー [Manufacturer]	製造名 [Product Name]	製造番号 [Lot Number]	接種回数 [Course of Vaccination]
2021-04-02	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer]	コミナティ [COMINFANTY]	ABCDE	1回 [1st]
2021-04-23	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer]	コミナティ [COMINFANTY]	DEFGH	1回 [1st]
2021-12-23	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer]	コミナティ [COMINFANTY]	GHIJK	1回 [1st]

接種証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]
東京都庁・国分市長 [Mayor of Kamagasaki City, Tokyo Metropolitan]
日本国厚生労働大臣 [Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]
証明書ID [Certificate Identifier] 011002-20211226-XXXXXX
新規接種年月日 [Issue Date] [YYYY-MM-DD] 2021-12-26

デジタル化後の制度

- ✓ 発行対象：海外用に加え、**日本国内用**も発行
- ✓ 申請方法：①～③は紙発行、**④は電子発行**
 - ①窓口申請
 - ②郵送申請
 - ③電子申請（ぴったりサービス等）

④電子申請（ワクチン接種証明書アプリ）

※市町村の実情に応じた受付体制を構築

- ✓ 発行主体：市町村
- ✓ 偽造防止対策：**二次元コードを記載**

窓口交付

【二次元コード付き接種証明書（紙）】

自動交付

【二次元コード付き接種証明書（電子）】

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書
Vaccination Certificate of COVID-19

氏名 [Surname Given name]
接種記録 [RECORD NUMBER]
生年月日 [Date of Birth] [YYYY-MM-DD]
国・地域 [Country/Region]
JAPAN
申請番号 [Request Number]
TXXXXXXXX

国内用・海外用 [Domestic Use / International Travel] QRコード [QR CODE]

接種年月日 [Vaccination Date] [YYYY-MM-DD]	ワクチンの種類 [Vaccine Type]	メーカー [Manufacturer]	製造名 [Product Name]	製造番号 [Lot Number]	接種回数 [Course of Vaccination]
2021-04-02	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer]	コミナティ [COMINFANTY]	ABCDE	1回 [1st]
2021-04-23	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer]	コミナティ [COMINFANTY]	DEFGH	1回 [1st]
2021-12-23	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer]	コミナティ [COMINFANTY]	GHIJK	1回 [1st]

接種証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]
東京都庁・国分市長 [Mayor of Kamagasaki City, Tokyo Metropolitan]
日本国厚生労働大臣 [Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]
証明書ID [Certificate Identifier] 011002-20211226-XXXXXX
新規接種年月日 [Issue Date] [YYYY-MM-DD] 2021-12-26

イメージ

QRコード [QR CODE]

姓名 [Surname Given name]
接種 証明 [RECORD NUMBER]
[Sessyu Syoumei]

生年月日 [Date of Birth]
1991-02-05

※日本国内における接種事実の証明としては、デジタル化後も予防接種済証等が、引き続き利用可能。

次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像

次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像

(令和3年11月12日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

4. 国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復

<電子的なワクチン接種証明のスケジュール・活用方法>

(ワクチン接種証明書のデジタル化)

- 年内に、ワクチン接種証明書のデジタル化を実現する。電子的なワクチン接種証明書は、スマートフォン上で専用アプリからマイナンバーカードによる本人確認の上で申請・取得し、二次元コードとともに表示可能とする。紙によるワクチン接種証明書についても引き続き発行し、二次元コードを記載する。これら二次元コードには電子署名を付与し、偽造防止措置を講ずる。

(ワクチン接種証明書の活用方法)

- ワクチン接種証明書のデジタル化により、海外渡航時における出入国時でのワクチン接種履歴の確認を効率的に行えるようにするとともに、日本入国時の円滑な確認体制を整備する。
- ワクチン接種証明書は、デジタル化に合わせて、海外渡航用だけでなく、国内での利用が容易となり、その活用が進むものと見込まれる。
- 国内では、民間が提供するサービス等においては、接種証明の幅広い活用が想定されることであり、また、日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げるために、飲食店やイベント主催者等が、ワクチン接種証明書の画面を確認することなどにより、ワクチン接種履歴を確認できるようにする。

(注) 二次元コードについては仕様を公開することとしており、これを読み取ることも可能。

改正後	改正前
<p>附 則 第十八条の二 法附則第七条第一項の規定による予防接種を行った者は、当該予防接種を受けた者であつて、第四条第一項の予防接種済証とは別に当該予防接種を受けたことを証する書類（以下この条において「予防接種証明書」という。）を求めるものに対して、これを交付するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>予防接種証明書の交付は、第一項の予防接種を行った者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該予防接種証明書を求める者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してすることができる。この場合において、当該予防接種証明書には、前項の規定にかかわらず、日本語又は英語により次に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p>一 <u>被接種者の氏名及び生年月日その他予防接種証明書の利用に関し必要な事項</u></p> <p>二 <u>被接種者が予防接種を受けた期日及び国</u></p> <p>三 <u>予防接種に使用されたワクチンの種類及び製造販売業者の名称</u></p> <p>四 <u>接種液の製造番号その他当該接種液を識別することができる事項</u></p> <p>五 <u>予防接種証明書の発行者、識別番号及び発行年月日</u></p>	<p>附 則 第十八条の二 法附則第七条第一項の規定による予防接種を行った者は、当該予防接種を受けた者であつて、海外渡航その他の事情により、第四条第一項の予防接種済証とは別に当該予防接種を受けたことを証する書類（以下この条において「予防接種証明書」という。）を求めるものに対して、これを交付するものとする。</p> <p>2 前項の予防接種証明書の様式は、様式第三とする。（新設）</p>

2. 接種証明書（電子版）について

接種証明書（電子版）の概要

（アプリの概要）

日本政府が公式に提供する、新型コロナワクチン接種証明書を取得できるアプリです。

■ できること

- ・ 日本国内用と海外用の新型コロナワクチン接種証明書を取得できます。
- ・ 取得した接種証明書は、アプリを起動すれば**いつでも表示**できます。
- ・ 他のスマートフォン等で表示された接種証明書の二次元コードを読み取って、内容を確認することができます。

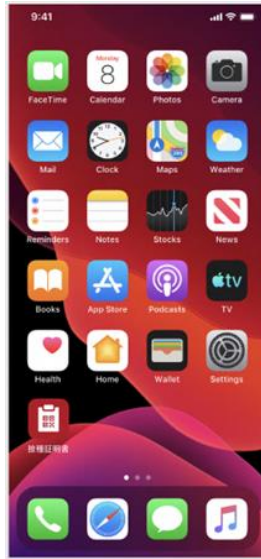
（開発の状況）

- ・ 9月に事業者、自治体の方などへの意見公募を行い、10月にご意見を踏まえた検討結果を公表。
- ・ 当初予定通り、12月中旬頃のリリースを目指して開発を進めています。
- ・ アプリの正式名称やアイコンデザインなどは検討中です。

接種証明書（電子版）の取得方法

○接種証明書（電子版）の発行に必要なもの

【スマートフォン】（iOS 13.x 以降もしくはAndroid OS8.x 以降）



【マイナンバーカード】



マイナンバーカード
（国内用・海外用）

【券面事項入力補助用暗証番号】



パスワード（マイナンバー）
国内用・海外用

【パスポート】（海外用のみ）



パスポート（海外用のみ）
海外用

接種証明書（電子版）（画面はイメージ）

二次元コード付き接種証明書（電子版）の取得手順

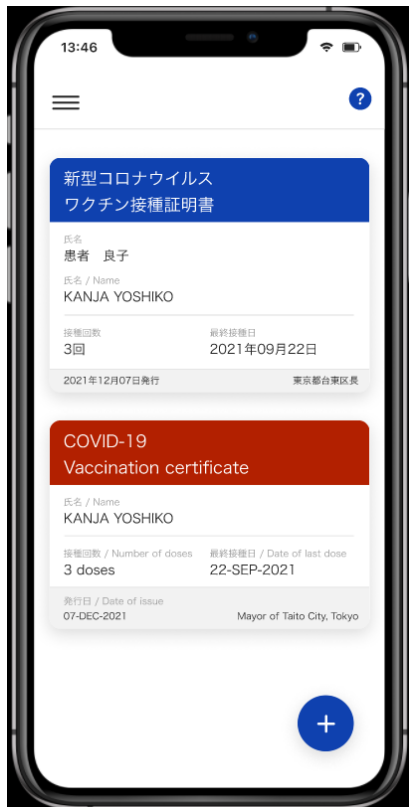
- (1) スマホで接種証明書アプリをダウンロード
- (2) マイナンバーカード + 4桁の暗証番号で申請
- (3) パスポートのMachine Readable ZoneのOCR読取（海外渡航用のみ）

二次元コード規格

- （海外渡航用） ICAO VDS-NC、SMART Health Cards
- （国内用） SMART Health Cards

アプリトップ画面

- ・タップにより画面切り替え（青が国内、赤が海外）



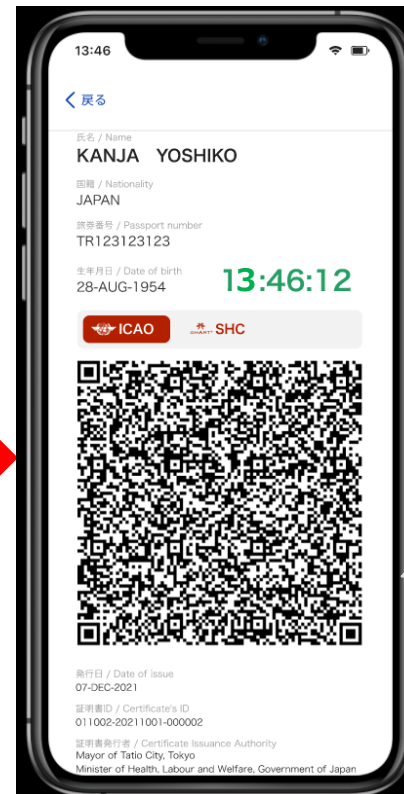
国内用

- ・提示の際に個人情報を隠すことができる仕様（画面は二次元コード(SHC)非表示）



海外用

- ・提示国に応じて、VDS-NCやSHCを選択できる仕様



二次元コードに含まれる項目

- ・ローマ字氏名★
- ・国籍・地域★
- ・旅券番号★
- ・漢字氏名※
- ・生年月日
- ・ワクチン名・メーカー名
- ・ロット番号
- ・接種日
- ・証明書ID

★は海外渡航用、※は国内用

詳細な取得手順は別紙「接種証明書発行手順」をご確認ください

①：VRS利用規約の改正について

VRSにおいて、電子交付機能（アプリ）が追加され、新たに個人からマイナンバーの提供を受けることとなる（これまではVRSへのマイナンバー登録は自治体からのみ）。
そのため、VRS利用規約の必要な改正を行い、市町村は、改正後の利用規約に同意したうえで、電子交付機能の利用を開始することとする。

<具体的な対応>

- VRS上の特定個人情報の取扱いについては、VRSの利用規約（新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（令和3年3月22日事務連絡））において、市町村がミラボ社に委託することとしており、市町村から当該利用規約への同意を取得している。
- 当該利用規約を改正し、VRSの電子交付機能における特定個人情報の取扱いについても、市町村がミラボ社に委託する旨を追記する。その中で、個人からのマイナンバーの提供及び番号法上の本人確認等についても委託することとする。
- 利用規約には関連資料（本件業務委託契約書の内容の一部及び覚書の変更箇所、電子交付アプリの個人向け利用規約・プライバシーポリシー等）を添付することとし、市町村は、これらを確認の上、利用規約に同意し、電子交付機能の利用を開始することとする。

<市町村において具体的に必要な対応>

利用規約に同意の上、アプリリリースまでに、VRSにおいて自動交付の受付開始の設定を行う。（次ページ参照）

VRS画面イメージ プリセット（電子交付開始）

接種証明書

プリセット情報 [編集](#)

証明書発行者名 (日) : ●●県○○市長

証明書発行者名 (英) : Mayor of ○○ City, ●● Prefecture

自動交付の受付 : する

発行履歴の確認

発行手続きへ

- 「自動交付の受付」設定が新規に追加されます。
（12月1日追加予定）
- **この設定を「する」に変更しておかないと、アプリから証明書の発行ができません。**
（初期値は「しない」です）
- 先述の**利用規約に同意の上、アプリリリースまでに「する」への変更**をお願いします。
- 「しない」に設定している場合、アプリで自治体選択後の画面で、
選択された自治体ではまだ受付を開始していません
といったメッセージが表示されます。

プリセット情報の設定

証明書発行者名 (日) : ●●県○○市長

証明書発行者名 (英) : Mayor of ○○ City, ●● Prefecture

自動交付の受付 (チェックを入れると「する」)

戻る

更新する

②：マイナンバーカードのICチップ[°]（券面事項入力補助AP）の読み取りによる本人確認・番号確認について（VRS利用規約添付資料）

番号法上の本人確認・番号確認について、番号法施行規則上の「個人番号利用事務実施者が適当と認める方法」として、マイナンバーカードの券面事項入力補助AP（※）により行う。

※券面事項入力補助AP…個人番号や4情報（氏名、生年月日、住所、性別）を確認し、テキストデータとして利用することを可能とする機能

<具体的な考え方>

- マイナンバーカードの券面事項入力補助APを利用する際の所持認証（マイナンバーカードの所持）、知識認証（4桁暗証番号入力）により、番号法施行規則上の「個人番号利用事務実施者（市町村）が適当と認める方法」として、本人確認を行う。
- 具体的には、VRSの利用規約の資料において上記方法を示し、これについて市町村が同意をすることで、「個人番号利用事務実施者が適当と認める方法」とする。
- 接種証明書の電子交付については、開始のタイミングで国内利用についても開始することを想定しており、一時的に大量発行が行われる可能性があるところ、暗証番号の誤り等により申請者への交付が滞ることや、これに伴い、市町村の窓口が混雑することを避ける必要があることにも鑑み、市町村の負担軽減やユーザビリティの観点から、署名用電子証明書（6～16桁暗証番号入力）を必須とせず、券面事項入力補助APを活用することとするもの。
- なお、送信情報の真正性の確認の観点からは、券面事項入力補助APから取得する情報（4情報及びマイナンバー）に付されている署名について、VRSにおいて検証を行い、その真正性を確認することとしている。

③：新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能における特定個人情報の保護のための措置について（VRS利用規約添付資料）

<具体的な措置>

- 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。
- 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
- 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
- 券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する。
- 券面事項入力補助APから取得する情報に付されている4情報・マイナンバー署名について、電子交付アプリにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する。
- 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止する。

※電子交付機能において、ミラボ社から特定個人情報を取り扱う事務の再委託は行わない。

④：PIA（個人情報保護評価書）の見直しについて

接種証明書の電子交付に当たり、現行の予防接種事務に新たな特定個人情報の取扱いが生じるため、各市町村の規模に応じて特定個人情報保護評価書への追記等の見直しが必要となる。

<市町村において具体的に必要な対応>

- 国から市町村に対し、評価書のひな型を提供するため、当該情報提供を参考に、適切に評価書の見直しを実施する。

○見直しの実施時期

- 接種証明書については、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、デジタル化の結果、社会経済活動の正常化に向けた取組として、海外渡航に限らず予防接種済証とともに国内での活用が進むものと見込まれる。このため、接種事実のスマートフォンでの表示機能や自動交付機能を有する電子交付機能を国において早急に構築した後、市町村において当該機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要がある。
- こうした中において、接種証明書の電子交付機能の利用に係る評価の再実施について、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象にもなり得るものと考えられる。
- そのうえで、接種証明書の電子交付機能の利用に係る評価の再実施は、評価を実施することが困難な状態が解消された時期において、可及的速やかに評価を行うことが必要。

ワクチン接種記録システム（VRS）登録データの確認について

○登録データの確認に伴うシステム改修

11月16日にデジタル庁より事務連絡「VRS登録データの確認に伴うシステム改修とデータ補正対応について」が発出されております。主な新機能は下記の通りです。

・エラーデータリスト確認済み登録

出力したエラーデータリストのうち補正不要なデータに確認済みフラグを登録することでエラーデータリストの出力対象外とする機能。

・上書き防止登録機能

登録されている接種記録データに上書き防止フラグを登録することで接種記録の上書きを行えないようにする機能。

・フラグ・属性一覧出力機能

接種対象者ごとに現在登録されているフラグや属性を一覧で出力すること機能。

各機能の詳細な使用方法はデジタル庁発出の事務連絡内にマニュアルが掲載されておりますのでご確認ください。<https://portal.lgwan.jp/www/contents/1618470826605/index.html>

○優先的に確認すべき登録データ

3回目接種の対象者の抽出や、接種証明の内容に関わる①接種日 ②ワクチンメーカーについて、優先的に確認をお願い致します。

なお、その他の登録データの確認については、業務量などを考慮しながら順次進めて頂くようお願い致します。

3. デジタル化に伴う市町村窓口等業務の見直し

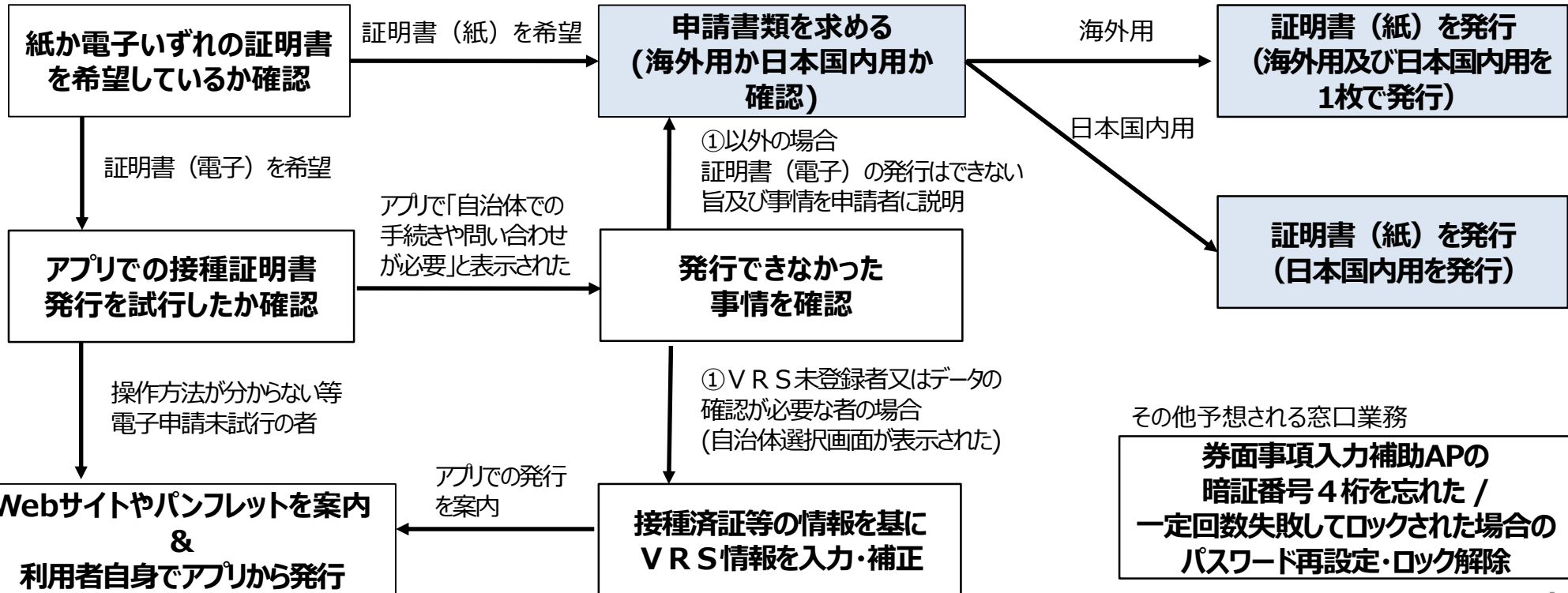
デジタル化後の窓口等業務の概要

- 各市町村職員の審査等を行わずとも、国民が請求すると自動で交付されるシステムを、国で提供。
- 自動交付できない人も一定数存在。当該者は、引き続き、窓口などで請求・交付を行う。**

※自動交付できない人の例

- マイナンバーカードを持たない人 (申請にマイナンバーカード必須のため)
- スマホを持たない人 (iOSとAndroid対応のアプリを提供。マイナンバーカードの読み取りに対応する端末のみ利用可能)
- 旧姓・別姓・別名の併記がある人 (旧姓等は、旅券のOCR読み取りで対応できないため)
- DV被害者等の要配慮者 (自動交付により、加害者等に意図せず情報が渡るおそれがあるため)
- 接種記録がVRSに未登録の人 (参照する接種記録がないと発行できないため)
- 接種記録が「要修正」に該当する人** ※「要確認」の場合、発行されます。
- 旅券以外の渡航文書で請求する人 (渡航向けの証明書が必要な人は、旅券のMRZの読み取りを行うため)

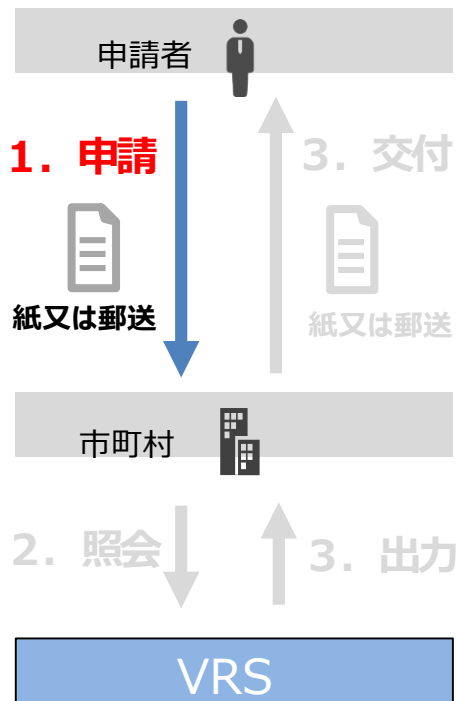
デジタル化後の証明書発行の事務フロー（概要）



接種証明書（紙）の発行手続の流れ①

1. 申請（窓口、郵送又は電子申請（ぴったりサービス等））

※これまでの手続きとの主な変更点は青字



(1) 申請者が、以下の書類を用意 ※郵送の場合は写し（写しについては返却不要）

日本国内用	海外用及び日本国内用
必須の書類 ① 申請書（イメージは後述スライド） ② （旅券の代わりに）本人確認書類（少なくとも氏名及び生年月日が記載されたもの）	必須の書類 ① 申請書（イメージは後述スライド） ② 旅券等の渡航文書（本人確認及び記載事項確認）
紛失した場合を除き、持参を求める書類 ③ 接種券（接種券番号の把握により、接種記録がスムーズに照会可能） ※ 接種券を紛失した場合、原則、マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーが記載された住民票の写し等）を求める。いずれも提示できない場合は住所の記載された本人確認書類でも可とする。	
市町村の判断により持参を求めてもかまわない書類 ※従前は「紛失した場合を除き、持参を求める書類」としていたが、確認が必要なデータのチェックの状況など市町村の実情に応じて、各市町村の個別判断を認める取扱いとする。	
④ 接種済証又は接種記録書、予診票の写し（本人控え）（接種事実を確認するため）	
場合によって、必要な書類	
⑤ 旧姓・別姓・別名の併記を求める場合	旧姓・別姓・別名が確認できる本人確認書類
⑥ 代理人による請求の場合	委任状
⑦ 郵送の場合	返信用封筒（申請者が切手貼付、返送先住所を記載し提出）と住所の記載された本人確認書類

(2) 申請者が、(1) の書類を準備して、接種を実施した市町村に提出

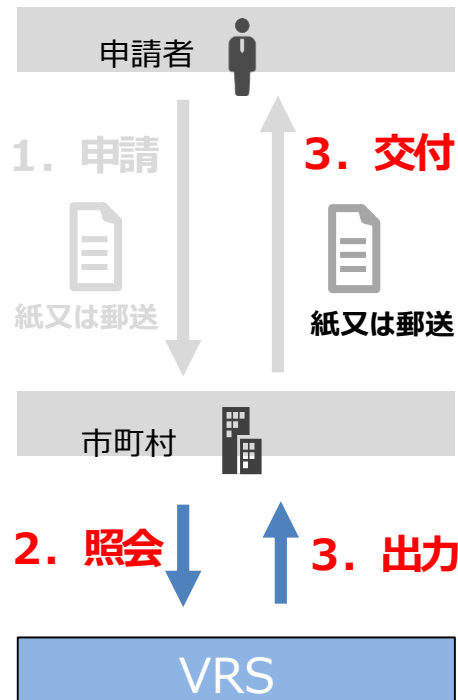
(3) 窓口担当者が(1) の書類に基づき、「自治体の住民の接種か」、「書類の不足、記載ミス等の不備がないか」などを確認

接種証明書（紙）の発行手続の流れ②

※ 2 及び 3 は、すべて市町村が行う手続

2. 照会

※「日本国内用」と「海外用及び日本国内用」共通



- (4) 端末からVRSにアクセス（LGWAN系のネットワークからアクセス可能）
- (5) (1) の書類の内容をもとに、VRSにて、下記①～③いずれかの情報を入力し、接種記録を照会（ぴったりサービスによる申請の場合はマイナンバーにより照会）
 - ① 接種券番号
 - ② マイナンバー
 - ③ 氏名・生年月日・性別の3情報（接種券番号、マイナンバーのいずれも不明な場合）
- (6) 照会でヒットした対象者の接種記録と、提示等された書類との一致確認（必要な場合は情報補正）

3. 出力・交付（窓口、郵送又は電子申請（ぴったりサービス等））

日本国内用	海外用及び日本国内用
(旅券情報入力不要)	(7) 旅券記載の旅券番号、ローマ字氏名、国籍等を入力
(8) VRSに表示される接種証明書のプレビューを確認し、出力内容を確定 (9) 普通用紙を用意し、接種証明書を印刷 ※紙の接種証明書にも二次元コードが記載されるため、偽造防止用紙での印刷は不要	
(10) 印刷された接種証明書を申請者に手渡し、記載内容を申請者に確認してもらう ※郵送の場合：印刷された接種証明書を返信用封筒に入れて郵送	

二次元コード付き接種証明書（紙）のイメージ

日本国内用

海外用及び日本国内用

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書
Vaccination Certificate of COVID-19

姓名 [Surname Given name]
接種証明 [SESSU SYOUMEI]
生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)
1991-02-05
国籍・地域 [Nationality/Region]
JAPAN

① 国内用
[Domestic Use]
SMART Health Cards



接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)	ワクチンの種類 [Vaccine Type]	メーカー [Manufacturer]	製品名 [Product Name]	製造番号 [Lot Number]	接種国 [Country of Vaccination]
2021-04-02	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer/BioNTech]	コミナティ [COMIRNATY]	ABC123	日本 [JAPAN]
2021-04-23	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer/BioNTech]	コミナティ [COMIRNATY]	DEF456	日本 [JAPAN]
2021-12-23	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer/BioNTech]	コミナティ [COMIRNATY]	GHI789	日本 [JAPAN]

証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]
東京都霞ヶ関市長
[Mayor of Kasumigaseki City, Tokyo Metropolis]
日本厚生労働大臣
[Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]



証明書ID [Certificate Identifier] 11002-20211226-XXXXXX
証明書発行年月日 [Issue Date] (YYYY-MM-DD) 2021-12-26

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書
Vaccination Certificate of COVID-19

姓名 [Surname Given name]
接種証明 [SESSU SYOUMEI]
生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)
1991-02-05
国籍・地域 [Nationality/Region]
JAPAN
旅券番号 [Passport Number]
TR0000000

② 国内用・海外用
[Domestic Use / International Travel]
SMART Health Cards

③ 海外用
[International Travel]
ICAO VDS-NC

接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)	ワクチンの種類 [Vaccine Type]	メーカー [Manufacturer]	製品名 [Product Name]	製造番号 [Lot Number]	接種国 [Country of Vaccination]
2021-04-02	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer/BioNTech]	コミナティ [COMIRNATY]	ABC123	日本 [JAPAN]
2021-04-23	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer/BioNTech]	コミナティ [COMIRNATY]	DEF456	日本 [JAPAN]
2021-12-23	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer/BioNTech]	コミナティ [COMIRNATY]	GHI789	日本 [JAPAN]

証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]
東京都霞ヶ関市長
[Mayor of Kasumigaseki City, Tokyo Metropolis]
日本厚生労働大臣
[Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]

証明書ID [Certificate Identifier] 011002-20211226-XXXXXX
証明書発行年月日 [Issue Date] (YYYY-MM-DD) 2021-12-26

(参考)
※SMART Health Cards規格
民間IT企業の共同プロジェクト「VCI」
が策定した健康証明書用の規格。

※ICAO VDS-NC規格
国連専門機関の一つである国際民間
航空機関(ICAO)が策定した健康証明
書用の規格。

(注)
海外の水際で、「ICAO VDS-NC規格」と
「SMART Health Cards規格」が読み取り
対応できる国が異なる可能性があります。
渡航前に入国要件を確認することが望ま
しいです。

①：日本国内用 (SMART Health Cards規格)

日本国内での利用を想定した
証明書で、二次元コードに漢字
氏名のみ（ローマ字氏名なし）が
搭載。

②：日本国内用・海外用 (SMART Health Cards規格)

日本国内及び海外渡航時におけ
る利用を想定したもので、二次元
コードに漢字及びローマ字氏名が
搭載。

③：海外用 (ICAO VDS-NC規格)

海外渡航時の利用を想定した
証明書で、二次元コードにはローマ
字氏名のみ（漢字氏名なし）の他、
「旅券番号」、「国籍・地域」等の
情報も二次元コードに搭載。

再発行手続

- 二次元コード付きの紙の証明書を発行した人のみ、VRSの再発行機能が利用できます。
- 従来通り、（姓や旅券番号など）記載事項に変更がある場合は、新規発行となります。

過去に発行した 証明書の形態	過去に発行した証明書 に二次元コードがあるか	前回の発行から記載 事項に変更があるか		接種証明書（紙） の発行方法
アプリ	あり	あり/なし	→	新規発行
紙	なし	あり/なし	→	新規発行
紙	あり	あり	→	新規発行
紙	あり	なし	→	再発行

接種証明書 交付申請書標準様式の改正

改正点：申請に必要な書類が異なるため、接種証明書（日本国内用）と接種証明書（海外用及び日本国内用）のどちらを希望しているかを明示いただく必要がある。そのため、「渡航予定国・地域」の記載を削除し、「申請する接種証明書の種類」欄を新設し、新規交付と再交付の記載を変更。併せて、「日本国内用」と「海外用及び日本国内用」の用語の説明を裏面に追加。

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書 交付申請書標準様式（改正案）

※改正箇所は赤囲み

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書 交付申請書
Application Form for Vaccination Certificate of COVID-19

●●市区町村長 宛 年 月 日

To : Mayor

① 窓口に来た人 Person submitting the form	フリガナ				
	氏名 Name				
	連絡先電話番号 Phone number	(- -)			
② 請求者 Person who wishes to get the certificate	□上記（窓口に来た人）と同じ Same as ①				
	フリガナ				
	氏名 Name				
	①あなたとの請求者の関係 Applicant's relationship with ①	<input type="checkbox"/> 夫・妻 Spouse	<input type="checkbox"/> 父母・子 Parent / Child	<input type="checkbox"/> 祖父母・孫 Grandparent / Grandchild	<input type="checkbox"/> その他 () Other
	連絡先電話番号 Phone number	(- -)			
③ その他 Other information	申請する接種証明書の種類 Type of certificate	日本国内用 Domestic use in Japan	海外用及び日本国内用 International travel & domestic use in Japan		
	申請の種類 Type of application	希望する証明書に○をつけてください。海外用をご希望の場合は、パスポート等の渡航書類が必要であり、国内用の証明書も併せて発行することとなります。 Please select a type of certificate. Person applying for a certificate for "domestic use & international travel" is kindly requested to present travel document (i.e. passport).			
		<input type="checkbox"/> はい Yes <input type="checkbox"/> いいえ No	<input type="checkbox"/> はい Yes <input type="checkbox"/> いいえ No	新規 New application	再交付 Re-issue

【表】

備考：証明書の種類について
「接種証明書（日本国内用）」と「接種証明書（海外用及び日本国内用）」は、下表のとおり、記載内容が異なりますので、ご留意の上で申請いただきますようお願いいたします。なお、「接種証明書（海外用及び日本国内用）」には、二次元コードが2つ（「日本国内用・海外用」と「海外用」）記載されます。

File Type of certificate
There are 2 types of the vaccination certificates as below, one for domestic use and another for domestic use & international travel. Please select a type of certificate you wish to receive. On the certificate for domestic use & international travel, 2 types of 2D barcodes are printed.

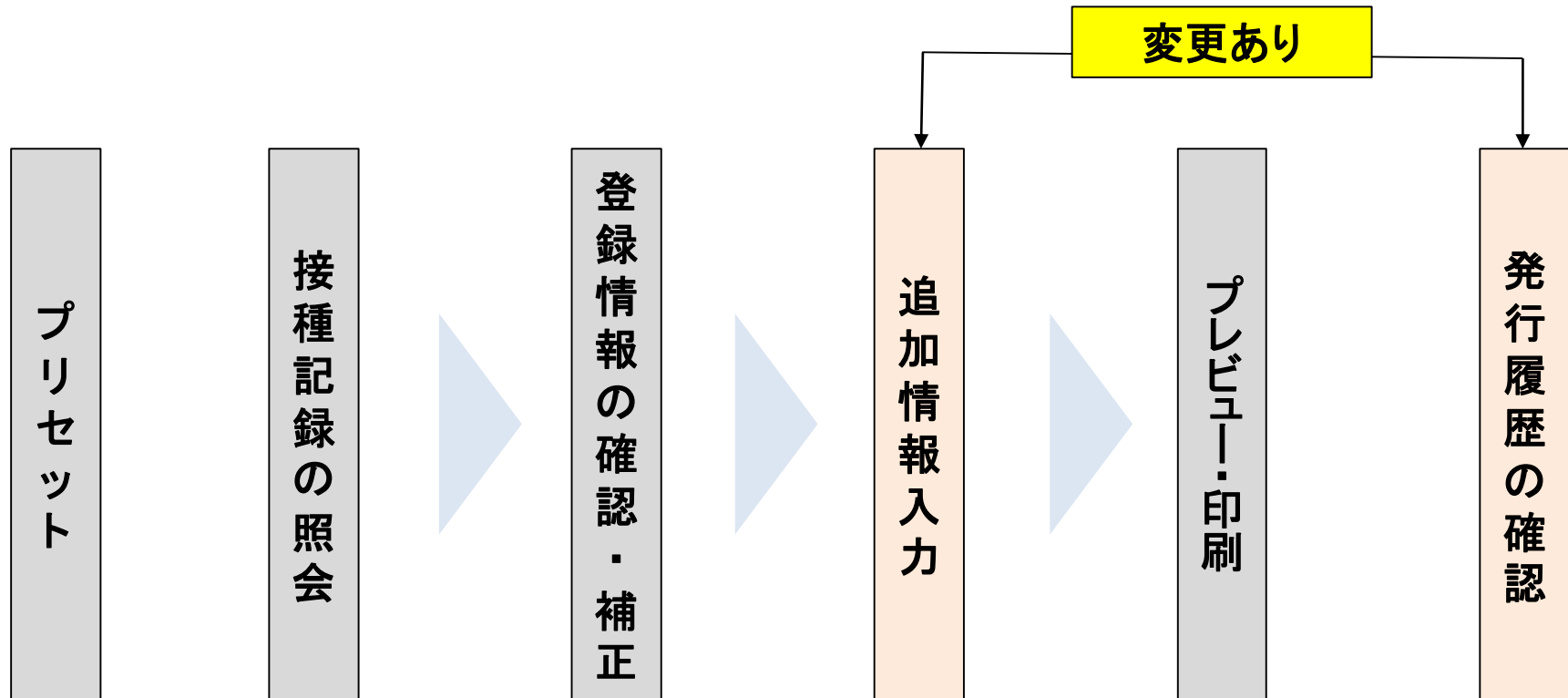
券面上 Paper certificate	項目 Item	日本国内用 接種証明書 Vaccination Certificate for domestic use in Japan	海外用及び日本国内用 接種証明書 Vaccination Certificate for domestic use in Japan & international travel	
		日本国内用 Domestic use in Japan	日本国内用・海外用 Domestic use in Japan & international travel	海外用 International travel
二次元コード 2D barcode	二次元コード 2D barcode	あり (1つ one barcode) [SMART Health Cards (a1)]	あり (2つ two barcodes) [SMART Health Cards ICAO VDS-NC (a2)]	
	人定事項 Person information	姓名 (漢字ありローマ字なし) Name in Japanese or as in the certificate of residential 生年月日 Date of birth	姓名 (漢字ありローマ字あり) Name in Japanese & English 生年月日 Date of birth 国籍・地域 Nationality/Region 旅券番号 Passport number	
接種記録 Vaccination record	接種年月日 Vaccination date ワクチンの種類 Vaccine type メーカー Manufacturer 製剤名 Product name 製造番号 Lot number 接種国 Country of vaccination ※日本語・英語で記載 *Printed in Japanese & English	左記に同じ as shown on the left		
	証明書発行者 Certificate issuance Authority 日本国厚生労働大臣 Minister 証明書ID Certificate Identifier 証明書発行年月日 Issue Date ※日本語・英語で記載 *Printed in Japanese & English	左記に同じ as shown on the left		
二次元コード 2D barcode	搭載データ Data element	電子署名あり digitally signed 発行者 Issuer 氏名 (漢字) Name in Japanese 生年月日 Date of birth ワクチンコード Vaccine code (ワクチンの種類、ワクチンの製 品名 Vaccine, Vaccine brand) ワクチン接種年月日 Vaccination date 接種実施者 Vaccination authority 製造番号 Lot number	電子署名あり digitally signed 発行者 Issuer 氏名 (漢字及びローマ字) Name in Japanese & English 生年月日 Date of birth ワクチンコード Vaccine code (ワクチンの種類、ワクチンの 製品名 Vaccine, Vaccine brand) ワクチン接種年月日 Vaccination date 接種実施者 Vaccination authority 製造番号 Lot number	電子署名あり digitally signed 証明書発行者 Issuing country 氏名 (ローマ字) Name in English 生年月日 Date of birth 旅券番号 Passport number 証明書ID Certificate Identifier ワクチンの種類 Vaccine ワクチンの製剤名 Vaccine brand ワクチン接種年月日 Vaccination Date ワクチン接種回数 Dose number ワクチン接種国 Vaccination country 接種責任者 Administering centre 製造番号 Lot number
	規格 Specification	SMART Health Cards	左記に同じ as shown on the left	ICAO VDS-NC

注1：SMART Health Cards規格：民間IT企業の共同プロジェクト「VCI」が策定した健康証明書の規格。
+1 SMART Health Cards A standard of the digital health certificate specified by the Vaccine Credential Initiative.
注2：ICAO VDS-NC規格：国連専門機関の一つである国際民間航空機関(ICAO)が策定した健康証明書の規格。
+2 ICAO VDS-NC A standard of the digital health certificate specified by the International Civil Aviation Organization (ICAO).

【裏】

発行手続きに関するVRS画面イメージ

- 「追加情報入力」「接種履歴の確認」において、画面・操作に変更があります。



VRS画面イメージ 追加情報入力

対象者の検索 ワクチン情報の確認 **追加情報入力** 発行

追加情報入力

利用用途を選択してください：

国内利用 国内利用・海外利用

渡航文書の種類を選択してください：

日本の旅券 外国の旅券/その他の渡航文書

姓 (SURNAME)

漢字 ローマ字 (パスポートと同じ)

名 (GIVEN NAME)

漢字 ローマ字 (パスポートと同じ)

● 別名併記を追加しない

旧姓 (FORMER SURNAME)

漢字 ローマ字

別姓 (ALTERNATIVE SURNAME)

漢字 ローマ字

別名 (ALTERNATIVE GIVEN NAME)

漢字 ローマ字

旅券番号 (PASSPORT NO.)

半角文字

戻る 次へ

- 「利用用途を選択してください」について、「国内利用」「国内利用・海外利用」のいずれかを選択してください。

「国内利用・海外利用」を選択したとき

- 旅券情報の入力が必要です。入力項目や操作方法は、従来から変更ありません。
- プレビュー画面で、国内用及び海外用の様式が表示されます。

「国内利用」を選択したとき

- 以下の3つの項目が表示されません。
 - 姓名・旧姓・別姓・別名のローマ字入力
 - 旅券の国籍
 - 旅券番号
- 姓名が正しいか確認して、適宜補正してください。
(引き続きVRS登録情報が転記されます)
- 必要に応じて旧姓・別姓・別名を入力してください。
- プレビュー画面で、国内用のみの様式が表示されます。

VRS画面イメージ 発行履歴の確認

- 「証明書発行履歴確認」画面で、アプリでの発行履歴が確認できるようになります。

証明書発行履歴確認

発行形態を選択してください

対面発行（紙） アプリ発行

検索方法を選択してください

発行日

発行日を選択してください

2021-11-10

誤発行も検索に含める

検索

1 / 1件

発行日	氏名	氏名 (カナ)	氏名 (ローマ字)	生年月日	旅券番号	証明書ID	
2021-11-10	接種 証明	セッシュ ショウメイ	SESSYU SYOUMEI	1976-06-27	TE0000000	012041-20211110-000001	詳細

アプリでの発行履歴も検索できます。

証明書IDは、以下の付番ルールです。

- 紙発行
自治体コード - 年月日 - 000001 ~ 199999
- アプリ発行
自治体コード - 年月日 - 200000 ~

【電子申請】 ぴったりサービスの申請様式について

現状

- **海外用**の接種証明書の申請の**標準様式**を8月23日に**配布**しており、ご利用いただける状態です。

対応

- 日本**国内用**の申請様式を用意する場合は、**各市町村で作成・設定**をお願いします。
- 既にプリセットしている海外用の標準様式をコピーして編集すると、手間が少なく作成できます。操作マニュアルを追って示しますので、必要に応じてご活用ください。

窓口や郵送での手続と同様、日本国内用の申請手続は、以下の点で海外用の申請と異なります。ぴったりサービスの申請様式作成にあたって、それぞれ必要な対応について示します。

1. 日本国内用では、旅券以外の本人確認書類が認められる

ぴったりサービスでは、マイナンバーカードを用いた電子署名が本人確認措置となりますので、**新たな対応は不要**です。

2. 接種済証・接種記録書が「市町村の判断により持参を求めてもかまわない書類」の扱いとなる

現行の標準様式でも、必須添付項目ではありません（紛失の場合を除き必須、という整理のため）。**新たな対応は不要**です。

3. 日本国内用では、旅券情報が不要

国内用の接種証明書の申請様式では、以下を求めない様式とする必要があります。

入力項目： 「ローマ字氏名」「旅券番号」「国籍」「渡航予定国・地域」

ファイル添付項目： 「旅券画像」

4. デジタル化に係る今後のスケジュールなど

デジタル化実現までに市町村において検討・準備いただきたい事項

1. 利用規約への同意

- ・ 市町村において電子交付の開始時期を判断することとなり、開始するための利用規約への同意を行う

2. 確認が必要なデータのチェック

- ・ 接種記録が「要修正」の者については自動交付できず、自治体だけでなく申請者にも負担となることから、なるべく多くの接種証明書が自動交付されるよう、9月22日にデジタル庁から発出した事務連絡も踏まえた接種記録の補正作業を進める

3. 申請受付等の体制確保等

- ・ 申請対象者の拡大に伴う発行枚数増加が予想されるため、各市町村における接種率やマイナンバーカード取得率を踏まえ、窓口等での申請受付体制の準備を進める
- ・ 事務連絡を踏まえて、券面事項入力補助 A P の暗証番号が必要な旨の周知を行う
(詳細は「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のデジタル化に伴う周知（マイナンバーカード取得促進）について（令和3月11月16日事務連絡 内閣官房副長官補室、デジタル庁国民向けサービスG（VRS担当）、総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室、厚生労働省健康局健康課予防接種室）」を参照)

4. 住民への周知広報

- ・ 市町村ホームページや広報誌等で、デジタル化に伴う見直しの概要などを案内する

5. 特定個人情報保護評価の見直し

- ・ 施行までではないが、電子交付に合わせて実施が必要

デジタル化された接種証明書の諸外国との調整状況

- 接種証明書が使用可能な国・地域については、令和3年7月末の制度開始当初の5カ国から76カ国（令和3年11月19日時点）まで増加しており、今後も対象国を順次増やすべく、各国との調整を進めているところ。
- なお、令和3年10月1日以降、日本への入国後・帰国後の待機期間の緩和を受ける際にも活用が可能。
- デジタル化実現後に発行する電子的な接種証明書や二次元コード付きの紙の接種証明書についても、日本の水際やこれらの国で使用可能となるよう調整を進める予定。

接種証明書が使用可能な国・地域一覧（令和3年11月19日時点）

【アジア】 インドネシア 韓国 シンガポール スリランカ タイ バングラデシュ 東ティモール フィリピン ブータン ブルネイ ベトナム 香港 マレーシア モルディブ モンゴル	【大洋州】 オーストラリア サモア ソロモン諸島 ニュージーランド パプアニューギニア パラオ マーシャル諸島 【北米】 カナダ 米国	【中南米】 アルゼンチン 英領バミューダ エクアドル エルサルバドル グアテマラ ジャマイカ コスタリカ セントクリストファー・ネイビス セントビンセント ドミニカ国 ニカラグア パラグアイ ベリーズ ホンジュラス	【欧州①】 アイスランド アイルランド アンドラ イタリア 英国 エストニア オーストリア オランダ ギリシャ コソボ ジョージア スイス スペイン スロバキア	【欧州②】 スロベニア デンマーク ドイツ トルクメニスタン バチカン フィンランド フランス ブルガリア ベラルーシ ベルギー ボスニア・ヘルツェゴビナ ポーランド マルタ リトアニア	【中東】 アラブ首長国連邦 イスラエル オマーン チュニジア トルコ バーレーン 【アフリカ】 アンゴラ エチオピア ガボン セーシェル
--	---	---	--	---	---

※詳細は外務省海外安全ホームページ参照

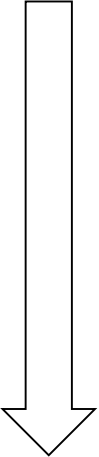
（参考）対象国・地域の推移

日付	7/26	7/30	8/6	8/11	8/19	8/25	9/1	9/3	9/17	9/24	10/1	10/6	10/15	10/25	10/29	11/9	11/19
対象国・地域数	5	12	14	16	21	25	31	32	34	37	42	46	51	57	60	65	76

今後のスケジュール（予定）

11月26日（金） 質問受付締め切り

11月29日の週 質問への回答



※ご質問への回答等については、改めて説明会を開催することも含めて検討いたします。

**予防接種法施行規則の一部を改正する省令公布
予防接種証明書発行マニュアル等の改訂**

12月中旬頃 改正省令の施行、デジタル接種証明書の交付申請受付開始

※ 12月1日（水）から追加接種の開始に伴い、様式が変更されます。

詳細は、「追加接種（3回目接種）開始後の新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付事務について（令和3年11月17日事務連絡 内閣官房副長官補室、デジタル庁国民向けサービスG（VRS担当）、厚生労働省健康局健康課予防接種室）を参照ください。

自治体等の独自の取組について

【現状】

- 一部自治体では、アプリを開発・提供するなどして、接種の事実を確認・証明等する独自の取組を既に行っている。
- 当該取組には、接種済証等を活用して特典を付与するものだけでなく、接種済証等に代わって接種の事実を証明・提示できるようにするものなど、様々なものがある。

【考え方】

- 基本的に、**独自の取組**を行うことは**引き続き問題ない**。ただし、下記の点に留意が必要。

- ✓ 諸外国の水際で通用することが国として確認できているのは、接種証明書のみ
→ **利用者が、国が提供するアプリと独自の取組を混同しないよう留意する**
その提示により諸外国が講じている水際防疫措置の緩和等が認められると確認されているのは、予防接種法に基づき各市町村又は国の機関が発行した接種証明書のみ
- ✓ 国のアプリを持つ人、独自アプリを持つ人など、それぞれの利用者がある
→ 接種証明の活用にあたっては、**接種証明書、予防接種済証、接種記録書の受け入れが断られないよう留意する**
予防接種法に基づき発行している接種証明書、予防接種済証、接種記録書は全国統一的な規格であり、紙媒体・電子媒体いずれも、国内で接種の事実を証明する際に活用可能

その他発行事務等に係る留意事項①

【1. 申請・発行関連】

Q 1 - 1 氏名の外字表記など、現在、簡易発行様式で対応しているケースは、引き続き簡易発行様式での対応を行うのか。

デジタル化の実現により、接種証明書には二次元コードが記載されることとなります。この二次元コードは、VRSから発行した場合のみ記載されますので、簡易発行様式による発行では二次元コードが記載されません。そのため、デジタル化実現後は、基本的にはVRSによる証明書発行を原則として対応をお願いいたします。

また、二次元コードには規格の仕様上、外字データを含められません。

なお、申請者が外字での対応を希望された場合でも、基本的には、その旨をご説明いただき、ご理解をいただくようお願いいたします。その上で、申請者がどうしても外字での証明書発行を希望された場合であって、二次元コードが記載されない証明書の発行を希望されたときは、市町村の判断により、偽造防止用紙を使用して、簡易発行様式による発行を行っていただいてもかまいません。

Q 1 - 2 マイナンバーカードを持っていない方は、紙の証明書の二次元コードを読み取り、接種証明書アプリに格納・保存することは可能か。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、接種証明書アプリから接種証明書（電子版）を取得することはできませんので、市町村窓口等で紙の証明書を取得することとなります。紙の証明書にも二次元コードが記載され、接種証明書アプリにより読み取ることは可能ですが、アプリ内に格納・保存することはできません。

Q 1 - 3 自動交付の場合、1回目の接種と2回目の接種で自治体が異なる場合は1回の申請で2回分の証明が発行されるのか。

それぞれの自治体に申請し、それぞれから発行された証明書がアプリ上で表示されます。

その他発行事務等に係る留意事項②

Q 1 - 4 氏名が変わった場合、パスポートが更新された場合、転居した場合、スマートフォンを変えた場合に、接種証明書の再取得は必要か。

旅券等の本人確認書類と併せて提示する際に、接種証明書と当該本人確認書類の記載事項が異なることによるトラブルを回避するためにも、接種証明書の記載事項に変更がある場合（氏名の変更、パスポートの変更の場合等）は、接種証明書を再度取得いただくことが必要です。

接種証明書には住所の情報は記載されていないため、転居した場合には再取得は不要です。

接種証明書（電子版）を既に取得された方がスマートフォンを変えた場合には、当時の取得情報は新しいスマートフォンに引き継がれませんので、再度の取得が必要です。

Q 1 - 5 スマートフォンを持たない子どもの接種証明書を親と同じスマートフォンで取得できるのか。

法定代理人として親権者が、自身のスマートフォンにより子どもの接種証明書を取得することも可能であり、同一のアプリ内に複数の接種情報が格納されることとなります。

Q 1 - 6 2回分の接種情報が記載された証明書を既に取得しているが、3回目接種を受けた場合は、改めて接種証明書を取得し直す必要があるか

基本的に、どのような接種証明書を認めるかは提示を求める相手側の判断となります。

海外渡航の際に、諸外国が講じている水際防疫措置の緩和・免除のために活用される場合は、渡航される国により状況が異なると考えられますので、外務省の海外安全HPを参照ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html>

3回目接種までの証明が必要な場合には、3回目接種後に改めて取得していただくことが必要です。

その他発行事務等に係る留意事項③

【2. 利用関連】

Q 2 - 1 紙の接種証明書が認められている国・地域では、接種証明書（電子版）も認められるのか。

接種証明書（偽造防止用紙、二次元コードなし）が使用可能な国・地域については、令和3年11月19日時点で76か国です。デジタル化実現後に発行する電子的な接種証明書や二次元コード付きの紙の接種証明書についても、日本の水際やこれらの国・地域で使用可能となるよう調整を進める予定です。

どのような国でどのような接種証明書が認められるかは、提示を求める国の判断ですので、適宜渡航先政府のホームページ等を参照ください。また外務省の海外安全ホームページにおいても、最新情報を随時更新する予定です。

（外務省海外安全HP）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html>

Q 2 - 2 海外用の二次元コードは、海外の飲食店などでも活用可能なのか。

海外用の接種証明書は、諸外国が講じている水際防疫措置の緩和・免除を受けるために発行しているものであり、当該緩和等の取扱いについては、諸外国とも事前に調整の上で、認められたものです。

一方で、渡航先国内における飲食店などが提示を求める場合は、その飲食店等の事業活動として求めているものであり、日本の接種証明書を提示しても認められないおそれがあります。事前に提示先に確認することが望ましいと考えます。

その他発行事務等に係る留意事項④

【3. 周知・広報等】

Q 3 - 1 報道発表等、国によるメディア・Webサイトなどを通じた周知・広報の開始日はいつか。

改正省令の公布は12月中旬頃を予定しており、その前後に周知、広報を行う予定です。自治体においても周知広報を行っていただくようお願いいたします。

Q 3 - 2 広報紙・チラシやウェブサイト等への掲載原稿案、広報素材などを提供してほしい。

マイナンバーカードの取得促進に向けた周知用の素材について、「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のデジタル化に伴う周知（マイナンバーカード取得促進）について（令和3月11月16日事務連絡 内閣官房副長官補室、デジタル庁国民向けサービスG（VRS担当）、総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室、厚生労働省健康局健康課予防接種室）」により周知したところです。

デジタル化の概要や接種証明書（紙）の変更点などを周知する素材については、本日の説明会でお示したとおりです。

なお、接種証明書（電子版）の取得にかかる操作手順が分かるリーフレットを作成し、今後提供いたします。

その他発行事務等に係る留意事項⑤

Q 3 - 3 接種証明書（電子版）の発行開始に伴い、市民からの問い合わせ窓口はどのように変更されるのか。住民から電子交付についての質問を受けた場合、自治体としてどのように対応すればよいのか。

接種証明書（電子版）の取得にかかる操作方法などは、デジタル庁が問い合わせWebフォームを設置する予定です。住民が直接市町村窓口を来訪されて、接種証明書（電子版）の取得方法の質問をされる場合は、Q 3 - 2に記載の「接種証明書（電子版）の取得方法（リーフレット）」をお渡しいただいた上で、必要に応じて、デジタル庁のWebサイトやWebフォームを御紹介ください。

その他、接種証明書の意義などの制度全般に関する一般の方からの問い合わせについては、これまで同様、新型コロナワクチンコールセンター（0120-761-770）にお問い合わせいただけます。

各市町村における接種証明書の発行手続等に関する問い合わせについては、各自治体にてご対応いただきますようお願いいたします。

Q 3 - 4 電子交付を受けた住民から接種記録についての疑義が示された場合、どのように対応すればよいか。

当該住民から、接種記録が分かる書類（接種済証や接種記録書）の提示を求めるか、市町村で保管している予診票の写しを参照し、接種記録の真偽を確認いただき、必要に応じて接種記録の補正をお願いします。なお、今後、証明書取得者が自らの接種記録に疑義があることを自治体窓口に向かずオンラインで行うことができる機能をVRSに実装する予定です。

5. Q&A

本説明会中にチャットで
受け付けた質問にご回答します。

ワクチン接種証明書（紙）が新しくなります

概要

ワクチン接種証明書は12月中旬頃にデジタル化される予定です。

スマートフォン上の専用アプリから申請頂けるようになり^(注1)、スマートフォン上で二次元コード付き接種証明書（電子版）が発行されます。

紙によるワクチン接種証明書についても、引き続き各市町村の窓口で申請頂けます。偽造防止の観点から、証明書には二次元コードが搭載されます。

^(注1) スマートフォン上での申請にあたり、マイナンバーカードによる本人確認が必要となります。専用アプリの詳しい取得方法等はデジタル庁ホームページ等で追って周知いたします。

【ワクチン接種証明書（紙）申請に関して予定している変更点】

- ◆ 従来の海外用に加えて、主に日本国内での利用を想定した日本国内用の接種証明書も申請頂けるようになります。^(注2)
- ◆ 紙の接種証明書の発行をご希望の方は、日本国内用と海外用の2種類から選択頂けます。ご希望の証明書により、ご準備いただく書類が異なります。

^(注2)日本国内での利用については、接種済証や接種記録書も従来通りご利用頂けます。

	①接種証明書 (日本国内用)	②接種証明書 (海外用及び日本国内用)
主な 必要書類	<ul style="list-style-type: none">● 申請書● 本人確認書類	<ul style="list-style-type: none">● 申請書● 旅券

※市町村によって、この他に追加で提示書類が必要な場合がありますので、詳しくは申請先の市町村にお問い合わせください。

※海外用証明書をご希望の場合は、日本国内用の証明書も併せて発行されます。

【国内用、海外用の接種証明書(紙)の様式】

日本国内用 接種証明書

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書
Vaccination Certificate of COVID-19

姓名
[Surname Given name]
接種 証明
[SESSYU SYOUMEI]
生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)
1991-02-05
国籍・地域 [Nationality/Region]
JAPAN

① **国内用**
[Domestic Use]
SMART Health Cards



接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)	ワクチンの種類 [Vaccine Type]	メーカー [Manufacturer]	製品名 [Product Name]	製造番号 [Lot Number]	接種国 [Country of Vaccination]
2021-04-02	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer/BioNTech]	コミナティ [COMIRNATY]	ABC123	日本 [JAPAN]
2021-04-23	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer/BioNTech]	コミナティ [COMIRNATY]	DEF465	日本 [JAPAN]
2021-12-23	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer/BioNTech]	コミナティ [COMIRNATY]	GHI789	日本 [JAPAN]

証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]
東京都霞ヶ関市長
[Mayor of Kasumigaseki City, Tokyo Metropolis]
日本国厚生労働大臣
[Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]
証明書ID [Certificate Identifier] 011002-20211226-XXXXXX
証明書発行年月日 [Issue Date] (YYYY-MM-DD) 2021-12-26



海外用及び日本国内用 接種証明書

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書
Vaccination Certificate of COVID-19

姓名
[Surname Given name]
接種 証明
[SESSYU SYOUMEI]
生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)
1991-02-05
国籍・地域 [Nationality/Region]
JAPAN
旅券番号 [Passport Number]
TR0000000

② **国内用・海外用**
[Domestic Use / International Travel]
SMART Health Cards

③ **海外用**
[International Travel]
ICAO VDS-NC

接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)	ワクチンの種類 [Vaccine Type]	メーカー [Manufacturer]	製品名 [Product Name]	製造番号 [Lot Number]	接種国 [Country of Vaccination]
2021-04-02	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer/BioNTech]	コミナティ [COMIRNATY]	ABC123	日本 [JAPAN]
2021-04-23	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer/BioNTech]	コミナティ [COMIRNATY]	DEF465	日本 [JAPAN]
2021-12-23	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer/BioNTech]	コミナティ [COMIRNATY]	GHI789	日本 [JAPAN]

証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]
東京都霞ヶ関市長
[Mayor of Kasumigaseki City, Tokyo Metropolis]
日本国厚生労働大臣
[Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]
証明書ID [Certificate Identifier] 011002-20211226-XXXXXX
証明書発行年月日 [Issue Date] (YYYY-MM-DD) 2021-12-26

【国内用、海外用の接種証明書(紙)の規格・記載項目の違い】

	日本国内用 接種証明書	海外用及び日本国内用 接種証明書
二次元コード 規格	1つ ・SMART Health Cards(①)	2つ ・SMART Health Cards(②) ・VDS-NC (ICAO)(③)
人定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 姓名(漢字ありローマ字なし) ・ 生年月日 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 姓名(漢字ありローマ字あり) ・ 生年月日 ・ 国籍・地域 ・ 旅券番号
接種記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接種年月日 ・ ワクチンの種類 ・ メーカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品名 ・ 製造番号 ・ 接種国
証明主体 その他事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証明書発行者 ・ 日本国厚生労働大臣 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証明書ID ・ 証明書発行年月日

※SMART Health Cards規格：民間IT企業の共同プロジェクト「VCI」が策定した健康証明書用の規格。

※VDS-NC規格：国連専門機関の一つ国際民間航空機関(ICAO)が策定した健康証明書用の規格。

ワクチン・検査パッケージ制度要綱

令和 3 年 1 1 月 1 9 日

新型コロナウイルス感染症対策本部

1. ワクチン・検査パッケージ制度の趣旨

「ワクチン接種が進む中で日常生活はどのように変わり得るのか？」（令和 3 年 9 月 3 日新型コロナウイルス感染症対策分科会）、「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方」（令和 3 年 9 月 9 日新型コロナ感染症対策本部）及び「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（令和 3 年 9 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を受け、感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下においても、感染リスクを低減させることにより、飲食やイベント、人の移動等の各分野における行動制限の緩和を可能とするため、ワクチン・検査パッケージを活用する。本要綱は、ワクチン・検査パッケージの活用により行動制限を緩和する制度（以下「ワクチン・検査パッケージ制度」）を施行するに当たり必要となる基本的な事項を定めるものである。

2. ワクチン・検査パッケージ制度の定義・要件

- (1) 飲食店やイベント主催者等の事業者（以下「事業者」）が、入店者・入場者等の利用者（以下「利用者」）のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する。
- (2) 行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、別に定めるところにより、ワクチン・検査パッケージ制度を適用する旨を都道府県に登録すること。
- (3) 事業者は、利用者に対し、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果のいずれかを

選択して提示するよう求めること。

利用者がワクチン接種歴か検査結果のどちらか一方しか選択できないとする
ことは、ワクチン・検査パッケージに該当せず、行動制限の緩和の適用対象とは
ならないこと。

(4) 検査については、事業者が事前検査か当日現場検査のいずれか、又は両方
を選択できる。

3. ワクチン・検査パッケージ制度の適用範囲

(1) ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、「新型コロナウイルス感染症対策
の基本的対処方針」(以下「基本的対処方針」)に基づく「飲食」、「イベント」、「移
動」の行動制限を緩和する場合における具体的内容は、次のとおりである。

- ・「飲食」については、第三者認証制度の適用事業者における利用者の人数制
限を緩和し、制限なしとする。
- ・「イベント」については、感染防止安全計画を策定し都道府県の確認を受けたイ
ベントの収容人数の上限を緩和し、収容定員までとする。
- ・「移動」については、不要不急の都道府県をまたぐ人の移動について、国として
自粛要請の対象に含めないこととする。

(2) 都道府県知事は、地域の感染状況により、あらかじめ国と協議の上、(1)と異
なる取扱をすることができる。

(3) 「学校等」の活動については、引き続き、「学校における新型コロナウイルス感
染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行い、ワクチン・検査パ
ッケージ制度は適用しない。

ただし、大学等の部活動・課外活動における感染リスクの高い活動へのワク
チン・検査パッケージ制度の適用等について、文部科学省において別に定める。

学校等とは、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育
学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに
専修学校及び各種学校をいう。

(4) ツアーや宿泊施設へのワクチン・検査パッケージ制度の適用の詳細については、観光庁において別に定める。

(5) 仮に感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、政府・都道府県の判断で、ワクチン・検査パッケージ制度を適用せず、強い行動制限を要請することがある。

4. 民間事業者等によるワクチン・検査パッケージの活用

(1) 政府及び都道府県による行動制限の緩和とは関係なく、民間事業者や施設設置者等が自社の提供するサービス等について、利用者のワクチン接種歴や検査結果を活用することは、原則として自由であり、特段の制限を設けない。

店舗への入店や会場への入場に当たってワクチン接種歴や検査結果の提示を求めることも考えられる。

ただし、

- ・ 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)など個別法においてサービスの利用制限の排除について定めている場合には法違反とならないようにすること
- ・ また、公共的なサービス等においては、国民を公平・平等に、幅広く対象とする場合が多いことから、より一層の慎重さが求められることに留意する必要がある。

(2) 民間事業者等がワクチン・検査パッケージの名称を用いる場合には、2. (3)を満たすとともに、5. ワクチン接種歴・検査の確認内容・方法を準用することが望ましい。

5. ワクチン接種歴・検査の確認内容・方法

(1) ワクチン接種歴

① 確認内容

- ・事業者は、予防接種済証等（接種証明書、接種記録書等を含む。以下同じ。）により、利用者が2回接種を完了していること、2回目接種日から14日以上経過していることを確認する。予防接種済証等を撮影した画像や写し等の確認でも可とする。
- ・上記の確認の際には、身分証明書等により本人確認を行う。
- ・接種証明書には、電子的なワクチン接種証明書、在日米軍による接種を受けた在日米軍従業員に対して防衛省が発行するワクチン接種証明書、臨床試験参加者に対して厚労省が発行するワクチン接種証明書や海外在留邦人等ワクチン接種事業により接種を受けた者に対して外務省が発行するワクチン接種証明書等を含む。
- ・外国政府等の発行した接種証明については、別に定めるワクチンであり、氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー、接種日、接種回数すべての事項が日本語又は英語表記されているものに限り、可とする。

② 有効期限

- ・上記の確認に用いる予防接種済証等の有効期限は当面定めない。

(2) 検査結果

検査結果については、PCR 検査等（LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ。）が推奨される。無症状者（本人が症状に気づかない場合を含む）に対する抗原定性検査は、確定診断としての使用は推奨されないが、無症状者の感染者のうちウイルス量が多いものを発見することにより、場の感染リスクを下げうるとの考え方にに基づき、事前に PCR 検査等を受検することができない場合にも対応する観点から、抗原定性検査も利用可能とする。それらの確認内容・方法等は以下のとおりとする。

なお、未就学児（概ね6歳未満）については、同居する親等の監護者が同伴する場合には、行動制限を緩和する上で、検査を不要とする。（6歳以上～12歳未満の児童については、検査結果の陰性の確認が必要。）

i) PCR 検査等の検査結果の確認

① 確認内容

- ・事業者は、PCR 検査等について、医療機関又は衛生検査所等（厚生労働省において「自費検査を提供する検査機関一覧」として別に公表されている検査機関が推奨される。）が発行した結果通知書等により、利用者の検査結果が陰性であることを確認する。その際には、身分証明書等により本人確認を行う。
- ・結果通知書等には、受検者氏名、検査結果（陰性・陽性）、検査方法、検査所名、検査日、検査管理者氏名、有効期限を記載する。

② 有効期限

- ・上記の確認に用いる検査結果の有効期限は、検体採取日より3日以内とする。

③ 検査に関するその他の事項

- ・検査に使用する検体は、鼻咽頭ぬぐい液又は唾液とし、検査試薬については、薬事承認等されたものを使用する。

ii) 抗原定性検査の検査結果の確認

① 検査の実施方法

- ・抗原定性検査は、利用者が、これに対応する医療機関又は衛生検査所等で検査を受ける場合のほか、事業者等が設けた場所において、検体採取の注意点等を理解した者の管理下で適切な感染防護を行いながら、検査キットを用いて実施することも可能とする。

- ・ その場合の実施方法の詳細・留意点は、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」に示すので、これに従い適切に実施する。

② 確認内容

- ・ 事業者は、検査実施者が発行する結果通知書により、利用者の検査結果が陰性であることを確認する。
- ・ 結果通知書には、受検者氏名、検査結果（陰性・陽性）、使用した検査キットの製品名、検査日、事業所名、検査管理者氏名、有効期限を記載する。
- ・ なお、イベント等の開催場所等において、当日の抗原定性検査を行い、事業者自らがその場で利用者の検査結果の陰性を確認し、入場させるためにのみ用いる等の場合には、必ずしも結果通知書の発行は要しない。ただし、検査結果の陰性を確認した者であることが分かるよう必要な工夫を行う。

③ 有効期限

- ・ 上記の確認に用いる検査結果の有効期限は、検査日より1日以内とする。

④ 検査に関するその他の事項

- ・ 検査キットは、薬事承認されたものを使用する。
- ・ 事業者は、事業者が実施する検査において陽性判明した利用者については、入場又は入店させず、医療機関又は受診・相談センターを紹介するなどして受診につながるよう、必ず促す。

また、受診させる場合の移動については、周囲に感染させないようにマスクを着用し、公共交通機関を避けるよう案内することなど、前もって対応を決めておく。

検査結果が陰性であった利用者についても、その検査結果が感染している可能性を否定しているものではないことを伝えるとともに、引き続き感染予防策（3密回避、マスク着用、手指消毒、換気等）を徹底させる。

6. その他

- ① ワクチンの感染予防効果にも限界があり、ワクチンを接種したとしても感染する、いわゆるブレークスルー感染が一定程度生じる。
そのため、ワクチン・検査パッケージを活用した場合においても、ワクチン接種済者からワクチン未接種者への感染等の可能性が完全に排除されているものではないことに留意する必要がある。今後、ワクチンの3回目接種の状況を踏まえて、ワクチン・検査パッケージ制度におけるワクチン接種歴の確認に用いる予防接種済証等の有効期限を検討する。
- ② 検査に要する費用の取扱は、別に定めるところによる。
- ③ 本要綱に定めるもののほか、ワクチン・検査パッケージ制度の実施に当たり必要な事項は別に定める。
- ④ ブレークスルー感染等の感染の状況や最新の科学的知見等を踏まえながら、ワクチン・検査パッケージ制度の在り方や運用等について、引き続き、検討する。

今後の新型コロナワクチン接種の見通し

1 接種概要

	対象者	ワクチン
1・2回目接種 (継続中)	不明(毎月300人程度か) 新12歳が毎月80人程度	ファイザー社製
3回目接種 (令和3年12月から)	対象95,311人 ※11月までの接種状況	ファイザー社製 モデルナ社製2回目用
5～11歳接種 (令和4年2月から)	当初約7,500人 新5歳が毎月90人程度	ファイザー社製小児用

2 基本的な考え方

- 希望する対象者が速やかに安心して接種を受けられる接種体制を構築する。このため、指定医療機関での個別接種を最大限進める。
- ワクチンの供給量を踏まえて有効かつ安全に接種していくため、ファイザー社製ワクチンは個別接種で接種し、モデルナ社製ワクチン及び5～11歳用ワクチンは集団接種会場で接種する。

3 接種体制

	12月	1月	2月	3月
1・2回目接種	保健センター	→	4医療機関	→
追加接種(3回目)	保健センター	19医療機関	46医療機関	→
			大規模接種会場	→
5～11歳接種	—	—	集団接種会場	→

4 大規模接種会場・集団接種会場

大規模接種会場は実施に向けて調整中。5～11歳接種の集団接種会場は未定

また、週何回実施するか等を検討中(追加接種は個別接種で相当の部分をカバーできる見通しの一方、5～11歳接種は接種1人当たりにより多くの時間を要するため一定の回数を実施する必要がある見込み)